

《 商品 説 明 書 》

2019年7月1日現在

商品名(愛称)	・通知預金
ご利用いただける方	・個人および法人のお客様
期 間	・据置期間 7日間
お預け入れについて (1) お預け入れ方法 (2) お預け入れ金額 (3) お預け入れ単位	・一括してお預け入れいただきます。 ・5,000円以上 ・1円単位
払い戻し方法	・一括して払い戻しいたします。 (解約日の2日前までに払戻しの予告が必要です。)
利 息 (1) 適用利率 (2) 利払い方法 (3) 計算方法	・変動金利 ・毎月第1月曜日に利率の見直しをいたします。店頭表示の利率を適用いたします。 ・解約時に一括してお支払いいたします。 ・付利単位を1,000円として、1年を365日とする日割り計算を行います。
税 金	・法人のお客様 …… 総合課税 ・個人のお客様 …… 20%の源泉分離課税(国税15%、地方税5%) ・法令によるマル優制度をご利用できるお客さまは非課税とすることができます ※ 平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に受け取る利息には「復興特別所得税」が上乘せされ、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ※ 税制改正により、法人のお客様がお受け取りをされる預金利息については、地方税の特別徴収が廃止となっています。
手数料	—
付加できる特約事項	—
期日前解約時のお取扱い	・据置期間満了前の解約については、解約日現在の普通預金利率によって利息計算を行います。
金利情報の入手方法	・店頭備付けの金利表示またはインターネット上のホームページをご覧ください
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または地域創生室(9時～17時、電話:0120-114-156)にお申し出ください。 紛争解決措置 天神弁護士センター(電話:092-741-3208)、北九州法律相談センター(電話:093-561-0360)、久留米法律相談センター(電話:0942-30-0144)の福岡県弁護士会の相談センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記地域創生室にお申し出ください。 なお、各相談センターに直接申し立ていただくことも可能です。
その他参考となる事項	・この預金は預金保険の対象商品となっています。同制度による保護対象預金と合算して、1預金者あたり元本1,000万円とその利息が保護されます